

「カーボンニュートラルの実現」に向けた取組の推進について

昨年10月26日に行われた第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説において、「2050年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言され、また、本年4月22日の気候変動サミットにおいて、「2030年度時点の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比で46%削減」と、「2050年カーボンニュートラル」の長期目標と整合的で、野心的な方針を表明された。

以降、「2050年カーボンニュートラルへの挑戦は日本の新たな成長戦略である」として、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しが行われているところであり、本年6月には、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」具体化、「地域脱炭素ロードマップ」の公表など、カーボンニュートラルの実現に向けた動きが加速している。

民間事業者においてもESG金融の進展に伴い、RE100やSBTなど「脱炭素経営」に取り組む大企業が増加し、サプライチェーンを通じて、中小企業にも波及している。

については、カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素を実現するモデルケースを複数創出し、多くの地域で、2050年を待たず脱炭素を達成するとともに、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長に繋がるという「経済と環境の好循環」を生み出すため、以下の事項を提言する。

1 地域の特性を生かした脱炭素化の取組の推進

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、国は2030年の削減目標を大幅に引き上げたところであるが、国・地方自治体・事業者・国民が一体となった取組を着実に推進することができるよう、その削減目標達成に向けた具体的な道筋を明確にするとともに、エネルギーの脱炭素化の方策を示すこと。その際は、地域ごとに異なる産業構造やエネルギーの消費・生成等の状況を十分踏まえ、国際競争力の維持に配慮すること。また、国として水素の利活用やカーボンリサイクルなどの技術革新等に率先して取り組むとともに、地方自治体・事業者等の取組を後押しするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。

2 地域産業における脱炭素化の取組の推進

- (1) カーボンニュートラルの実現に向けた、カーボンリサイクルなどの革新的技術の創出や事業転換を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する産学官連携の研究開発・実証・社会実装の取組や設備投資等に対する支援策を講じること。

- (2) 脱炭素社会に対応した産業構造への転換において、地域中小企業の技術力向上と市場参入機会の創出につながるよう、これらが主体となって行う実証研究等を、グリーンイノベーション基金等に地方創生枠を創設し支援すること。
- (3) 現在、国においてカーボンプライシングに関して、検討がなされているところであるが、カーボンプライシングが負担の公平性に配慮しつつ産業の競争力強化や成長に資するものとなるよう、そのあり方を広く議論し、国民・事業者の理解が得られる制度を構築すること。
- (4) カーボンニュートラルの実現には、サプライチェーン全体での脱炭素化が求められることから、中小企業の脱炭素化を促進するため、温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定から、地域中小企業に過度な負担が生じることがないように、省エネ・再エネ設備の導入や工場のスマート化、再エネ由来電力への転換等までの継続的な支援を行うこと。
- (5) モビリティ分野（トラック・鉄道・船舶等）におけるカーボンニュートラルの実現に向け、地方をフィールドとした運輸事業者等に対する先導的な取組及び充電インフラ・水素ステーション等のインフラ整備への積極支援を図ること。

3 暮らし等における脱炭素化の取組の推進

- (1) 新築住宅に対するZEH基準の水準の省エネ性能導入や自治体が独自に取り組む高性能な省エネ住宅の導入、既築住宅に対する省エネ改修、太陽光発電、蓄電池の導入、住宅の木造化・木質化などへの支援を充実させること。太陽光発電のさらなる促進に向けて、多雪等の条件不利地域では導入コストが増嵩することに配慮したきめ細やかな支援を行うこと。また、支援においては十分に予算を確保し、年間を通じて利用できる制度とすること。
- (2) 我が国のCO₂吸収量の約9割を占める森林吸収量を中長期的に確保・強化するとともに、木材利用による炭素の長期貯蔵や化石燃料代替等によるCO₂排出削減を図るため、皆伐再生林の推進、特定母樹の早期普及、住宅・建築物の木造化・木質化や未利用材の搬出等について継続的な支援を図ること。

- (3) カーボンニュートラルの切り札となるグリーン水素を活用するために、水素ステーション「運営費補助制度」の更なる充実や、管理棟や防火壁の建築費など「整備補助金」の対象範囲拡大のほか、整備に係る規制緩和の更なる推進を図ること。

4 地方自治体における脱炭素化の取組の推進

- (1) 2030年度時点の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するという政府目標の実現に向けて、第6次エネルギー基本計画で示される再生可能エネルギーの発電比率を着実に達成するため、地方自治体が「機動的に運用できる十分な財源」を確保すること。
- (2) 地域脱炭素ロードマップにおける「脱炭素先行地域」の選定基準や改正地球温暖化対策推進法における地方自治体の「地域脱炭素化促進事業の促進区域」設定に係る候補地選定基準を早期に明示し、先行的な脱炭素モデルが全国に広がることによる「経済と環境の好循環」を生み出すよう、国において制度や支援の仕組みを構築すること。
- (3) 地域脱炭素ロードマップに掲げる公共施設等の太陽光発電設置、ZEB化、公用車の電動化などの目標達成のため、地方自治体の率先行動に対する強力な財政支援を行うこと。

5 国民理解の醸成

カーボンニュートラルの実現は国民の理解なしには成立しないことから、国民に対して科学的根拠に基づく脱炭素化の必要性、カーボンニュートラルのもたらす便益、負担を丁寧に説明していくこと。

令和3年10月15日

中国地方知事会

鳥取県知事 平井伸治
島根県知事 丸山達也
岡山県知事 伊原木隆太
広島県知事 湯崎英彦
山口県知事 村岡嗣政